

# 長生村都市計画マスタープラン

概要版



平成 28 年 3 月

長生村

## はじめに



本村では平成 11 年に、平成 27 年度を目標年次とする「長生村のまちづくり基本方針（長生村都市計画マスタープラン）」を策定し、地域・まちにおいてより良い暮らしを展開するための舞台づくりの実現に取り組んできました。

その後 10 年以上が経過し、本村を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえて、「夢がある、生きがいを感じる、住んでよかった長生村」を実現するために、『第 5 次長生村総合計画』に基づき、「長生村のまちづくり基本方針（長生村都市計画マスタープラン）」の策定を行うことといたしました。

本計画の策定にあたっては、住民説明会や案の縦覧を行い、住民の皆様の貴重なご意見を参考とするとともに長生中学校でのワークショップを行い、地域の将来を考える上での参考といたしました。

この方針が、「長生村のまちづくり」を進めるにあたっての指針として大きな役割を果たし得ますよう、住民の皆様をはじめ、関係者のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言等をいただきました村民の皆様をはじめ、村議会、都市計画審議会の皆様に対し心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

長生村長 小高 陽一

# 目的と背景

本村では平成 11 年に、平成 27 年度を目標年次とする「長生村のまちづくり基本方針（長生村都市計画マスタープラン）」を策定し、地域・まちにおいてより良い暮らしを展開するための舞台づくりの実現に取り組んできました。

その後 10 年以上が経過し、本村を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえて、次のような視点を重視し、都市計画マスタープランの策定を行います。

## ●人口減少・少子高齢化の視点

全国的に人口減少や本格的な少子高齢社会が到来しています。

本村でも人口減少・少子高齢化は例外ではなく、子どもから高齢者まで快適に暮らしやすい環境を整え、新たな居住者を呼び込み、今後の人口減少を抑制していく必要があります。

## ●防災・減災の視点

近年、全国各地で地震災害や水害が多発しています。特に平成 23 年 3 月に東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、人々の防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりの重要性を明らかにしました。

本村のまちづくりにおいても、このような過去の災害の経験を活かして、災害に強いまちづくりを目指す必要があります。

## ●利便性が高まる機能再編・再配置の視点

近年、財政状況の悪化や産業構造の変化により、老朽化する公共施設の再編や住民にとって利便性の高い施設の再配置等によるコンパクトなまちづくりが重要とされています。

本村でも、今後の公共施設の維持管理対策や住民の利便性が高まる施設機能の再編や再配置、既存ストックの活用等による公共施設の見直しが必要となっています。

## ●地域特性の創出の視点

近年、多様化するライフスタイルを踏まえ、住民、事業者、行政等が協働して、自らの地域資源の特徴を活かし、地域の魅力ある暮らしや交流を創出するための取り組みが必要とされています。

本村でも、新たな住まい手や誰もが訪れたいまちを目指し、本村ならではの特徴を活かした多様なライフスタイルとすべての住民が快適で愉しく暮らせる魅力あるまちとするため、新たな仕掛けづくりに取り組む必要があります。

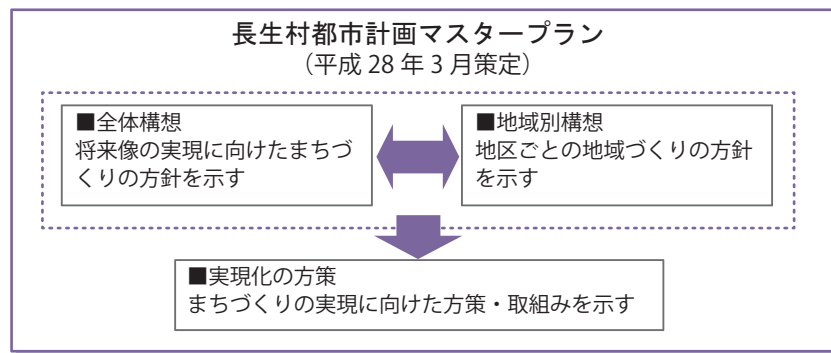
# 計画の位置づけと策定プロセス

## ◆都市計画マスタープランとは

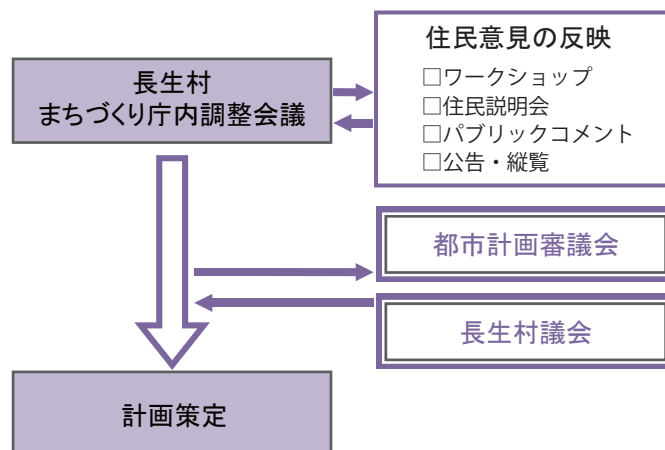
- ◎都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。
- ◎「基本構想（総合計画）」や「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの上位・関連計画の内容を踏まえ、村の特性や課題を整理、把握し、住民の意見を反映しながらまちの将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

住民が主体的に取り組む地域づくりの行動計画「人づくり」と、それが実現できる『舞台づくり』としての役割を担います。そのため、策定にあたっては、その主役である住民皆さんの視点から定めています。

## ◆都市計画マスタープランの構成



## ◆策定体制・流れ



## ◆計画期間

都市計画マスタープランは、長期を見据えたまちづくりの基本指針として、また、都市計画を継続的に先導する役割を持つことから、計画の開始年次を平成28年度（2016年度）からとし、20年後の平成47年度（2035年度）を目標年次とします。

ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

# 長生村の現況と課題

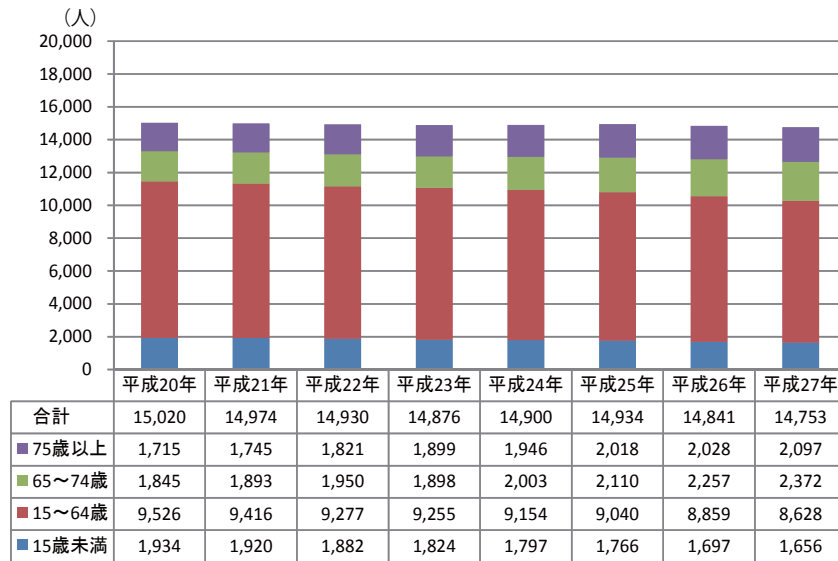
## ◆人口と世帯の動向

### 【人口推移】

本村の人口は、平成 20 年にピークを迎えて以降ほぼ横ばいですが、平成 25 年以降は微減が続き、平成 27 年 4 月 1 日時点で 14,753 人となっています。

### 【人口構成】

年齢別人口構成の推移も大きな変化はありませんが、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)の微減と老年人口(65歳以上)の微増が見られ、今後の少子高齢化の進展が懸念されます。



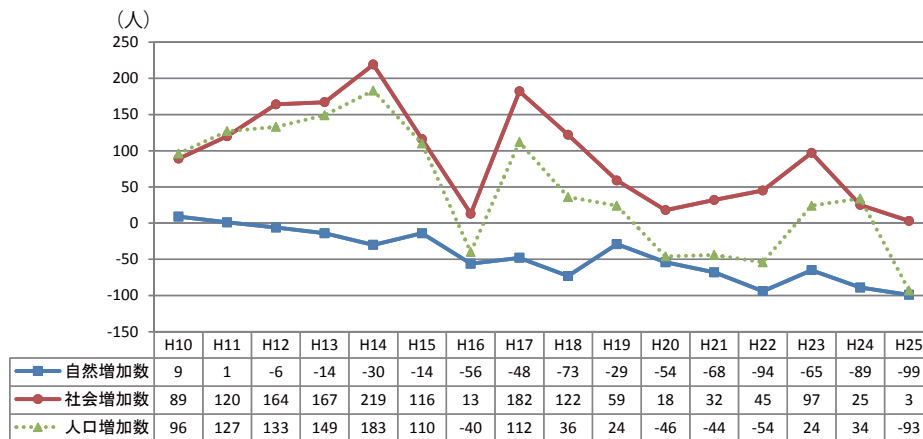
【人口の推移（各年 4 月 1 日時点）】

参照：住民基本台帳

### 【人口動態】

人口動態の推移をみると、平成 12 年に自然増加数（出生と死亡による人口の増減）は、マイナスに転じています。

一方、社会増加数（転入と転出による増減）は、各年で変動が大きいものの現在でもプラスとなっており、自然減を補っている状況です。



【人口動態の推移】

参照：住民基本台帳

# まちの将来像と基本理念

## ◆まちづくりの将来像

### 第5次長生村総合計画で掲げる将来目標像と基本理念

《将来目標像（長生村が目指す将来の姿）》  
未来へつなぐ健康で平和な村：長生

- テーマ1 温かい心と知恵を伝え合う「人」
- テーマ2 健やかに支え合う「地域の暮らし・コミュニティ」
- テーマ3 夢を分かち合い誇りを築く「村」

将来目標像の実現に向けて村づくりに取り組んでいくための基本的な姿勢

《基本理念》

恵み豊かな大地と海を生きし一人一役一貢献の村づくり  
～暮らしの営みの舞台・基盤を生かして取り組むこと～  
～住民の取組を生かすこと～

## ◆将来人口フレーム

### 【目標年次の設定】

将来人口フレームの目標年次は、20年後の平成47年度（2035年度）とします。

### 【将来の人口の見通し】

標年次の平成47年度の人口を約14,000人（※）と想定

長生村都市計画マスタープランでは、人口減少対策をまちづくりの側面から後押ししていきます。

※本村では、平成27年度に第5次総合計画後期基本計画を策定します。後期基本計画の策定にあたっては、策定の前提となる長生村の人口ビジョンの「将来目標人口は、目標年次である平成72年（2060年）に約1万1千人に維持する」という設定を受け、計画を策定しています。都市計画マスタープランにおいても、第5次総合計画後期基本計画に則して、人口ビジョンの推計値をもとに、将来人口を想定します。

## ◆都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

本村の将来像の実現を図るため、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標を以下のとおり定めます。

また、まちづくりの目標を実現するため、以下の6つのテーマを設定します。

### 【まちづくりの目標】

楽しさが見つけやすい・便利に暮らせるまち 長生

### 【まちづくりのテーマ】

テーマ1 誰もが楽しめる交流拠点の創出  
○すべての住民の交流活動を支える中心拠点の創出  
○地域の交流を促進する拠点の創出

テーマ4 健康で安心な暮らしの創出  
○健康な暮らしを支える地域環境の整備  
○健やかで安心な子育て環境の充実

テーマ2 便利な暮らしを支える基盤の強化  
○地域の暮らしや交流を支える交通基盤の強化  
○安全・安心な交通基盤の強化

テーマ5 地域資源を守り育てる  
○自然と共生する暮らしの継承  
○低炭素・循環型の地域環境づくり

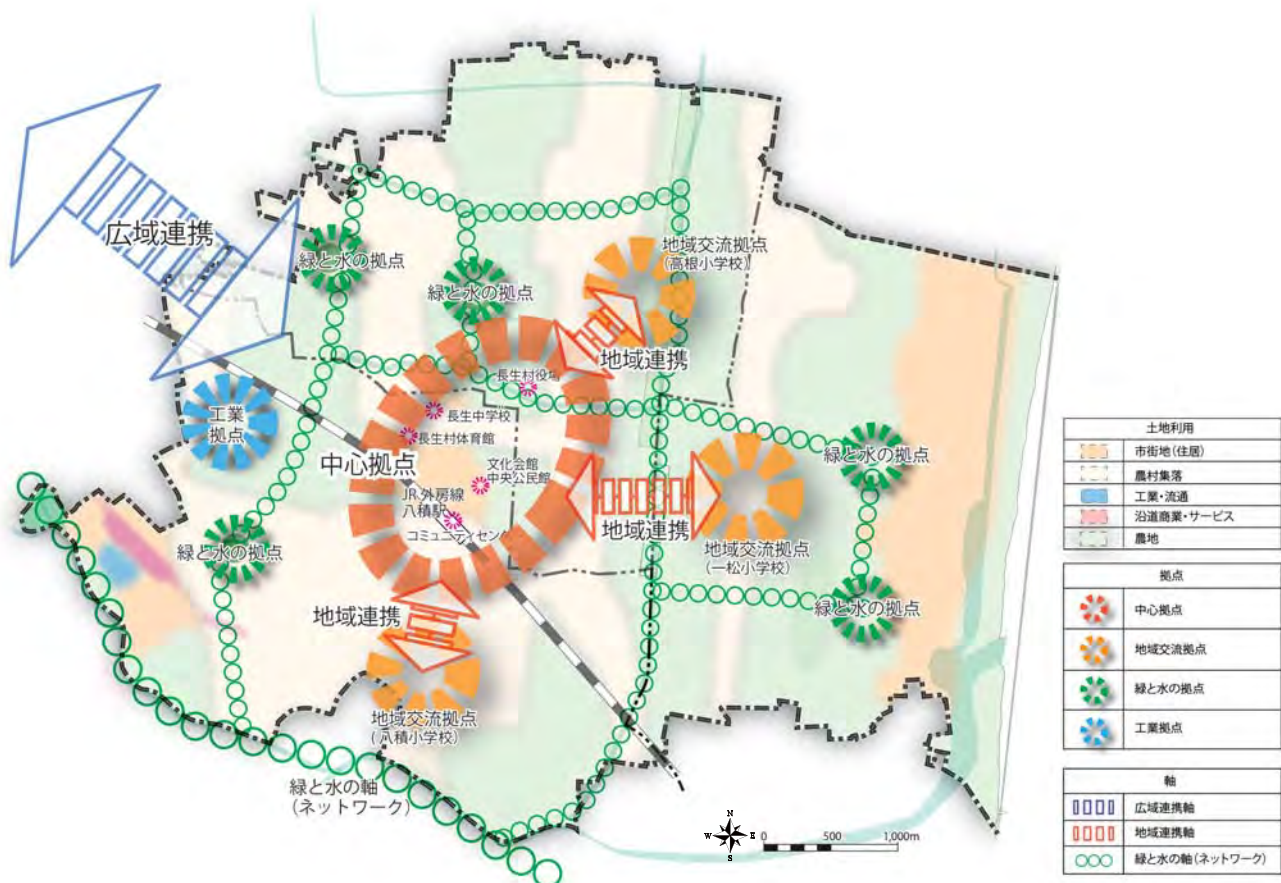
テーマ3 自然を生かした活力の強化  
○恵み豊かな大地を生かした基盤の強化  
○基幹産業の新たな展開につながる取組みの強化

テーマ6 命と暮らしを守る基盤の強化  
○災害に強い生活基盤の強化

## ◆将来都市構造 ( 将来の長生村の姿 )

今後のまちづくりに向けて将来都市構造 ( 将来の長生村の姿 ) の考え方を明らかにし、都市の構成要素であるゾーン・拠点・軸の視点から将来都市構造の設定を行います。将来都市構造図は、概ね 20 年後の長生村の姿をイメージしたものです。

### ▶将来都市構造図



## ◆土地利用

### ○良好な集落環境の保全

既存の農村集落の緑豊かな環境は、これまで長い時間をかけてつくられてきたものです。こうした地域環境をこれからも損なうことなく、緑に囲まれてゆとりとうるおいの感じられる既存の農村集落環境の保全・育成を図ります。

### ○まとまりのある農地・樹林地の保全・活用

本村の農地・樹林地は良好な地域環境をつくりだしている貴重な地域資源です。魅力ある農業経営環境づくりや農業施策の充実により、営農の継続を誘導し、まとまりのある農地・樹林地の保全・活用を図ります。

### ○既成市街地の良好な住環境の維持

これからの人口減少、少子高齢化の進展を見据えて、既存市街地の適正な規模、良好な住環境を維持します。

## ◆拠点

### ○中心拠点

本村の玄関口である八積駅周辺を「中心拠点」として位置づけ、住民に利便性の高い公共施設等の機能の集積、再配置を促進します。

### ○地域交流拠点

地域の暮らしの中で身近な交流活動の場である、小学校を中心として地区ごとの「地域交流拠点」を位置づけ、地域の交流活動を促進します。また、交流活動の促進にあたっては、住民、事業者、行政等が協働して暮らしの質を向上させ、より良い暮らしの創出を図ります。

### ○工業拠点

既存の工業機能が集積している西部工業団地を「工業拠点」として位置づけ、操業環境の維持・向上を図ります。

### ○緑と水の拠点

既存の公園・緑・水辺を「緑と水の拠点」として位置づけ、施設の維持・保全を図るとともに、施設の有効活用を促進します。

## ◆軸

### ○広域連携軸

首都圏や隣接市町との広域連携を深めるため「広域連携軸」を設定し、広域交通ネットワークの強化を図ります。

### ○地域間連携軸

中心拠点と地域交流拠点を結びつける「地域間連携軸」を設定し、地域交通ネットワークの強化を図ることで、安全・安心な暮らしの創出と利便性向上により、地域の個性を活かしながら、新たな地域の魅力創出を図ります。

### ○緑と水の軸（ネットワーク）

本村の自然・景観資源である公園、堰、用水路、河川など緑と水の拠点として位置づけた地域内の豊かな自然資源をつなぐ緑と水の軸（ネットワーク）を設定し、地域環境の保全と地域の個性をはぐくみます。



八積駅



西部工業団地



尼ヶ台総合公園



# 土地利用の方針

## ◆土地利用の考え方

### 【都市的土地利用】

#### ○市街地エリア

八積地区の八積駅周辺、国道 128 号線西側及び一松地区の県道飯岡一宮線周辺の既成市街地を中心に、良好な住宅環境を保全するため、生活利便性の向上や快適さの向上に資する環境の整備を図ります。

#### ○沿道商業・サービスエリア

国道 128 号西側の沿道を中心として、商業・産業・サービス施設を誘導し、利便性の向上と雇用の場の創出を図ります。

#### ○工業・流通エリア

工業機能の集積が進んでいる西部工業団地及び国道 128 号西側の既存の事業所・工場が集積する地域は、良好な操業環境の維持・保全を図ります。

#### ○観光・交流エリア

温暖な気候に恵まれた地域環境・地域資源を活かして、四季を通じて愉しめる観光・交流の場の創出を図ります。

### 【自然的土地利用】

#### ○農村定住エリア

既存の農村集落として、農業環境と共存した良好な住環境の維持を図ります。

#### ○農業保全エリア

まとまりのある農地の保全・育成を図り、良好な農業環境を整備します。

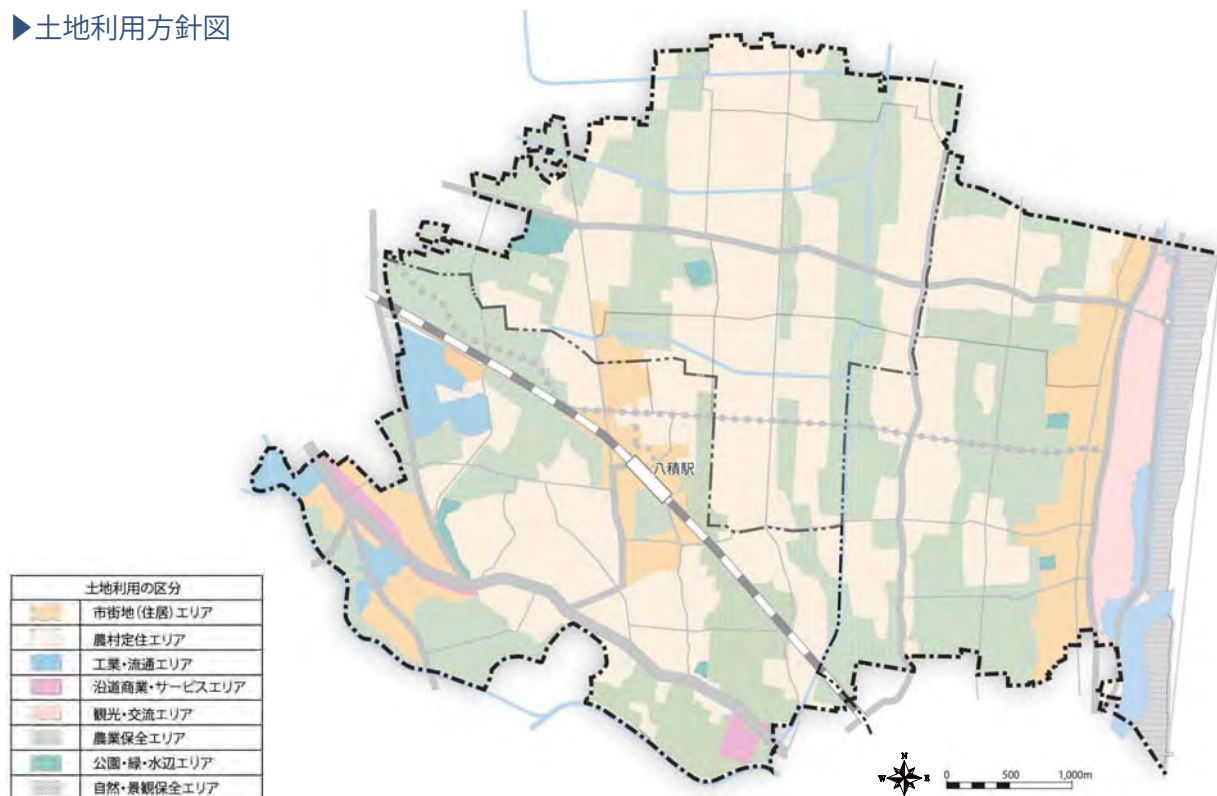
#### ○自然・景観保全エリア

九十九里平野全体の貴重な自然・景観の一翼を担う防風林（松林）を含めた海岸線一体の自然環境や景観の保全・育成と適切な維持管理により、地域の環境の保全を図ります。

#### ○公園・緑・水辺エリア

尼ヶ台総合公園などの既存の公園や大関堰、鵜沼堰等の沼・湿地は、憩い・健康・交流の場として、一層魅力を高め活用を促進するため、適切な維持管理を図ります。

## ▶土地利用方針図



# 都市施設の整備方針

## ◆交通基盤

### ○地域の誰もが便利で快適に移動できる環境づくり

本村は自家用車への依存度が高い地域ですが、公共交通は高齢者や通勤通学者等の足としてきわめて重要な役割を担うものとなります。

今後の増加が予想される高齢者等の交通弱者の生活に必要な移動手段の確保のため、自動車交通に過度に依存しなくても誰もが便利で快適に移動できるようなまちを目指します。

### ○交通結節点機能の強化（八積駅周辺の整備）

生活交通ネットワークを構築する上では、鉄道（八積駅）との交通結節機能を強化することが重要です。

そのため、都市計画道路と駅前広場の整備を促進し、本村の玄関口にふさわしく、まちの活性化に寄与するような駅前空間の整備を図ります。

### ▶長生村の交通結節点（概念図）



### ○安全・安心な交通基盤の整備

#### ・人にやさしい集落内の道づくり

本村内の生活道路には、沿道の豊かな緑や、風情のある道の風景や快適な緑陰をつくりだしている道が多く見られ、これらの道の環境は、長生村らしい落ち着いた集落の雰囲気をつくりだしています。このような生活道路については、既存の快適な道環境の維持を図ります。

#### ・事故の起こりにくい道づくり

本村内では、優先道路が分かりにくいこと、カーブミラーの不足や沿道の雑草等による見通しの悪さ、逆に見通しが良すぎることによるスピードの出し過ぎ等が原因の「農村型」交通事故が起こりやすくなっています。こうした事故を未然に防ぐために、段階的に道路付帯施設の充実等を図ります。

## ◆緑と水のネットワーク

尼ヶ台総合公園や藪塚球技場などの既存の公園や、大関堰、鶴沼堰等の沼・湿地の周辺を新たな公園・緑地空間に加えて、防災機能を有した築山公園と本村の南端を流れる一宮川、本村内を縦横に流れる内谷川の本線支線及び松潟用水路等の水路網、点在する堰等の水辺を連携し、本村内を回遊する緑と水のネットワークを形成します。

### ▶緑と水のネットワーク図



## ◆海岸の保全

「日本の渚百選」や「白砂青松百選」に選定されている貴重な海岸景観の保全を図ります。

## ◆公共施設整備の考え方

公共施設については、今後、老朽化等による維持更新費用の増大が懸念されることから、既存の公共施設の見直しや再配置を推進していきます。公共施設の見直しや再配置については、既存ストックを最大限活用するとともに、必要機能の集約を行い、効率的かつ効果的な配置を推進します。また、既存公共施設の余剰スペースなどの活用も積極的に進め、地域交流の場として活用を促進します。

既存施設の有効活用等により、特に本村の将来を担う子どもたちや高齢者、子育て世帯・ひとり親世帯、高齢者世帯等が地域の中で、健康に安心して暮らせるサービス機能の充実を図ります。

## ◆上下水道の整備方針

雨水排水については、一宮川、内谷川等の河川整備と併せて、総合的な排水計画に基づき、既存の排水施設の有効利用や必要に応じて調整池・排水路等の整備を図ります。

公共下水道については、平成 24 年度に都市施設として都市計画決定及び都市計画事業認可を受けるとともに、計画面積 355ha の下水道法による事業認可を受けていることから、今後は整備計画に沿って整備を図ります。

# 地域環境の保全方針

## ◆低炭素・循環型のまちづくり

自然的土地利用の維持・保全や、エネルギーの効率化・有効利用を進めるため地球温暖化対策実行計画等の取組みの推進により、環境負荷の低い低炭素型のまちづくりを目指します。

また、住民との協働により、ごみの減量と再資源化を推進することで、環境にやさしい循環型のまちづくりの形成につなげます。

## ◆自然共生型の地域環境の整備

四季の音色が心地よく響く自然環境に囲まれた健やかな暮らしのために、緑豊かな自然環境を保全し、住民が自然と親しめる場や機会をつくります。

### ○自然を守り育て、共生する環境づくり

本村の水辺や田園には、多様な植生や生き物が見られ、バランスのとれた生態系が構成されています。身近な自然との触れ合いは、安らぎを感じさせ、季節を知らせ、子どもたちの情緒を育てます。また、こうした自然豊かな地域環境を将来にわたって守り、育てていくために、地域の自然環境や生態系の保全を図ります。

### ○四季の音色が響く地域づくり

本村では、鳥や虫の声、樹林や田畑の作物が風に揺れる音、波の音等、自然が奏でる四季の音色が耳に心地よく響き、音を通して自然の豊かさを体感できます。こうした、豊かな自然環境に囲まれた健やかな暮らしの舞台となる地域環境を守り伝えていくために、四季の音色を活かし、これらに親しみ、再発見・再認識を促す機会をつくりだします。

## ◆景観の保全

落ち着いた佇まいの中での心やすらぐ暮らしのために、本村の豊かな風景を保全するとともに、「水辺」「緑」「道」をキーワードとして、心やすらぐふるさとの風景を守ります。

### ○水の景づくり

九十九里の海や一宮川河口の内水面、各所に点在する沼・堰、村内を縦横に走る水路等、地域の暮らしと密接な関係にあった水辺を、今後も身近な自然環境の一つとして地域の人々が触れ合える水辺景観の保全を図ります。

### ○緑の景づくり

水田・樹林・屋敷林・生垣等の長生村らしいふるさとの風景の基調となり、人々の生活に彩りを与えている緑を守るとともに、今後も暮らしの変化に対応しながら、人々に愛される緑の風景を育てていきます。

### ○道の景づくり

屋敷林や生垣の緑等のまちの骨格となり、それぞれの地区で風情のある風景をつくりだしてきた道の風景を大切にするとともに、新たな道路の景観づくりを図ります。

# 地域防災の方針

## ◆水害の防止

本村では、これまでに台風の通過に伴う大雨や集中豪雨による一宮川の堤防決壊や越水、また、内水による浸水被害や田畑の冠水被害が発生しています。今後も、水害を未然に防ぐまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

## ◆高波・津波被害防止のための施設整備と地震被害の防止（ハード）

本村で、地震発生時に特に恐ろしいのは高波・津波等による被害です。これらの影響を軽減し、未然に被害を食い止めるため、津波避難施設の整備に合わせて、安全な避難路の確保を図ります。

また、一般住宅については、地震被害の防止のために、耐震診断の補助制度や住宅耐震に関する情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

## ◆災害に備える救援体制の強化（ソフト）

円滑な救援・避難活動、正確な情報の収集・提供が行える体制を整えます。

体制整備にあたっては、住民と行政とが連携して緊急連絡体制を整えるとともに、地域単位での自主防災組織等の強化により、日頃からの応急処置・救命技術の習得、家族の連絡先や高齢・障がい者の有無の把握等を促し、救援体制を整えます。

また、周辺市町を含めた広域的な連携体制を強化します。



城之内築山公園



竜宮台築山公園



一松小学校：屋上津波避難階段



一松北部コミュニティセンター

# 八積地区のまちづくりの方針

## ◆地域の目指すまちの姿

「八積駅周辺を中心として、便利で楽しく、にぎわいと活力のある村の顔となる地域」  
商業、教育文化、社会福祉施設などの生活に必要な機能の集積を図るとともに、快適な居住環境の整備を推進することにより、にぎわいのあるまちの中心地区を形成し、村の中心拠点としてふさわしい、便利で楽しい魅力ある地域を目指します。

## ◆八積地区のまちづくり方針

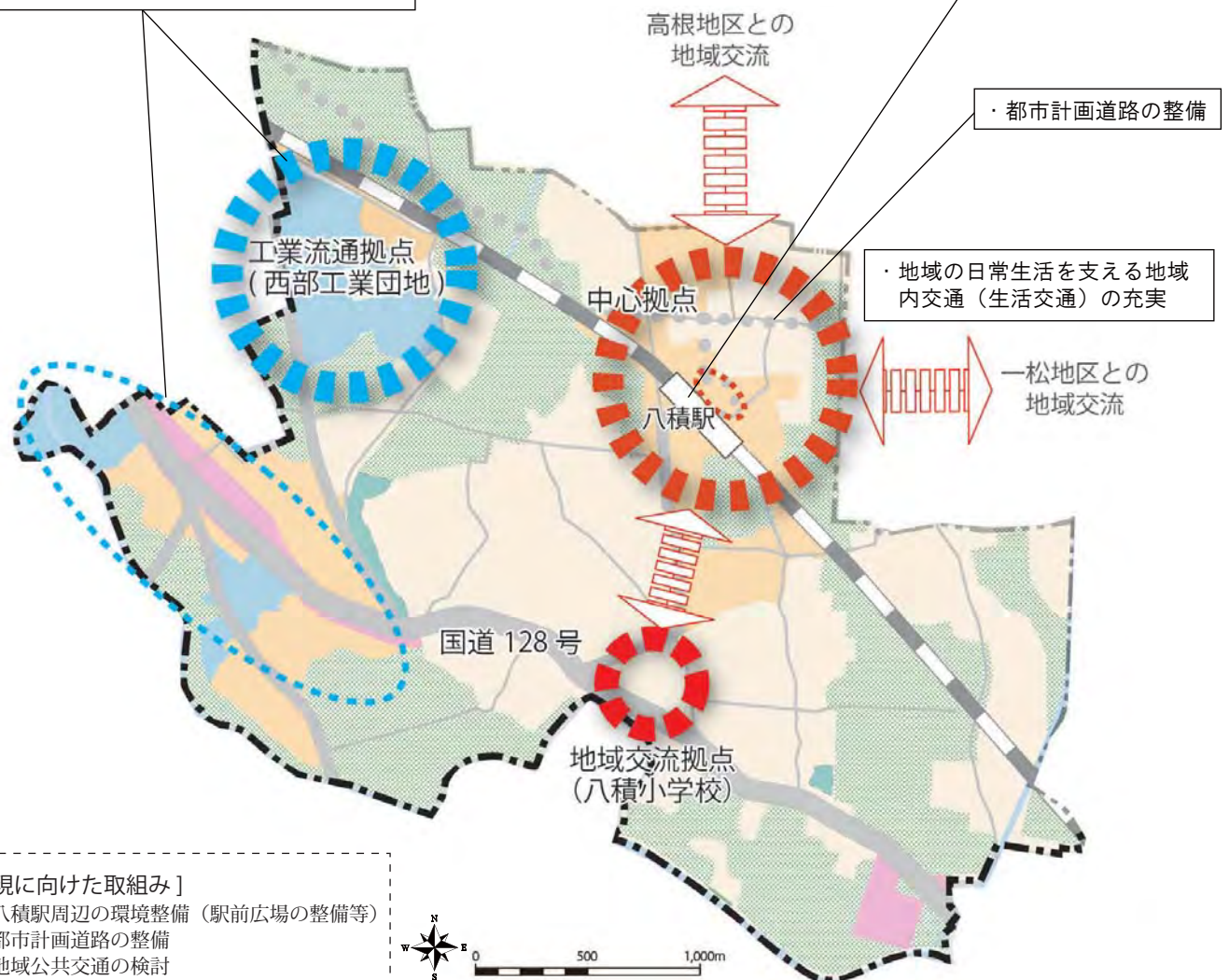
- ① 楽しく利便性の高い中心地区としての地域づくり
  - ・ 八積駅の交通結節点としての機能の充実
  - ・ 八積駅及びその周辺における交流活動の拠点づくり
- ② 住・商・工が共存する、うるおいと活力のある地域づくり
  - ・ 住・商・工の各機能の適正な配置

### 西部工業団地・国道128号沿道

- ・ 交通利便性を生かした、西部工業団地や既存の事業所、工場の良好な操業環境の維持による、住・商・工が共存できる地域づくりの推進
- ・ 企業の誘致

### 八積駅周辺の環境整備

- ・ 本村の玄関口となる八積駅の交通結節点機能の強化により利便性を向上
- ・ 北口駅前広場の整備



### [実現に向けた取組み]

- ▶ 八積駅周辺の環境整備（駅前広場の整備等）
- ▶ 都市計画道路の整備
- ▶ 地域公共交通の検討
- ▶ 公共交通の充実
- ▶ 旧長生高等技術専門学校跡地の利用の検討（「商工業」産業の育成・誘致）



0 500 1,000m

# 高根地区のまちづくりの方針

## ◆地域の目指すまちの姿

「都市と農村の交流により生まれる活力によって、  
豊かな自然環境に包まれた良好な住環境が守られる地域」  
高根地区の特色ある農業環境の充実や、観光と農業の連携による、都市と農村の交流を促進することで地域の活力を創出し、豊かな自然などの地域資源が次世代に引き継がれる、良好な定住環境が守られたうるおいのある地域を目指します。

## ◆高根地区のまちづくり方針

### ① 緑豊かな田園風景と良好な住環境が調和した農村集落

- ・ 特色ある農業の展開による農村集落の維持・保全

### ② 尼ヶ台総合公園や堰などの豊かな緑と水辺地域

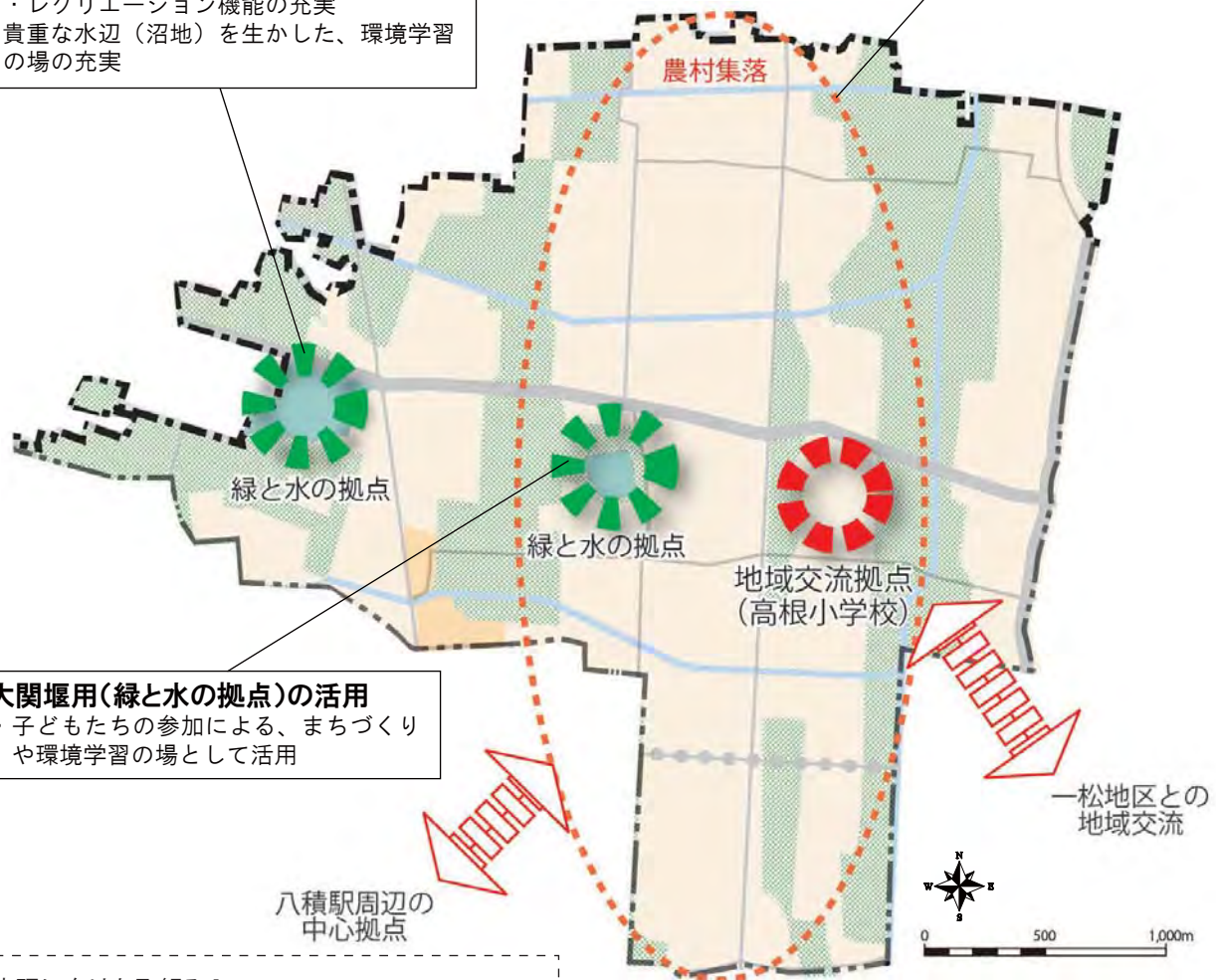
- ・ 公園施設の適切な維持管理と多様な利用の推進
- ・ 水辺を生かした良好な地域環境づくり

#### 尼ヶ台総合公園(緑と水の拠点)の活用

- ・ 子どもからお年寄りまで、誰もが健康づくりやスポーツを愉しむことができる、余暇・レクリエーション機能の充実
- ・ 貴重な水辺(沼地)を生かした、環境学習の場の充実

#### 農村集落の保全・育成用／観光農業の取組み

- ・ 農地の維持・保全を図るとともに、遊休農地等を活用した体験型・観光農業など新たな取組みの充実により、都市と農村の交流を促進



#### 大関堰用(緑と水の拠点)の活用

- ・ 子どもたちの参加による、まちづくりや環境学習の場として活用

八積駅周辺の  
中心拠点

#### [ 実現に向けた取組み ]

- ▶ 付加価値の高い農産物の再生に向けた農業基盤の強化(ながいきブランド化の推進)
- ▶ 体験農業、観光農業などの新たな取組み(グリーン・ツーリズム等)
- ▶ 歩道や川沿いの植栽で木陰づくり
- ▶ 環境美化運動の実施(住民と行政の協働による取組み)

# 一松地区のまちづくりの方針

## ◆地域の目指すまちの姿

「緑・水・産業・住まいが融和した環境が魅力となり、新たなライフスタイルが創られる地域」  
 九十九里海岸の美しい海辺や一宮川河口の汽水域などの特色ある水辺環境を生かした産業の  
 保全・育成や、空き家を活用した新たな取組みなどにより、自然と産業・暮らし・観光が融  
 和した多様なライフスタイルが共存する、愉しさと魅力あふれる地域を目指します。

## ◆一松地区のまちづくり方針

### ①観光・交流の促進によるにぎわいある地域

- ・多様な暮らしと交流で愉しさが生まれる地域づくり
- ・住む人・訪れる人がみんなで行き交う地域づくり

### ②まとまりのある豊かな農地・緑地の保全と活用で活力のある地域

- ・魅力ある農業経営環境づくりと農業施策の充実による農地・緑地の保全・活用
- ・観光と結びついた新たな農業形態への転換
- ・既存農村集落の環境保全

#### 空き家の有効活用

- ・空き家を活用した二地域居住の促進  
や体験型・観光農業など観光と一体的な市街地の形成

#### 九十九里海岸の保全・活用

- ・環境美化活動の促進により、美しい海辺の保全を図る
- ・海水浴場の開設により夏期観光の充実を図る

#### 農村集落の保全・育成

- ・遊休農地等を活用した体験型・観光農業など新たな取組みの展開による農業環境の保全・育成

八積駅周辺の  
中心拠点

地域交流拠点  
(一松小学校)

内水面  
(汽水域)

#### 汽水域の水辺環境の保全・育成

- ・自然資源である汽水域を活用した地域の特産品(青海苔)づくりの保全

#### [実現に向けた取組み]

- ▶ 空き家の有効活用に向けた検討
- ▶ 水産業の保全・育成
- ▶ 農業生産基盤の整備
- ▶ 農業生産の振興  
(農地集積の推進、新たな就農者の発掘)
- ▶ 海岸浸食の防止
- ▶ 環境美化運動の実施  
(住民と行政の協働による取組み)





# まちづくりの実現に向けて

## ◆まちづくりの実現に向けた基本方針

まちづくりは、住民と行政とが密接に連携し、共に進めていくことが大切です。  
地域毎の特色を生かした地域の目指す姿の実現を図るため、住民と行政による取組みを次のように考え、まちづくりを積極的に推進するものとします。

## ◆住民によるまちづくりの取組み

住民が主役となるまちづくりのため、今自分は何ができるかを考え、できることから取組みます。

- ・まちづくりに対する意識づくり
- ・まちづくりに関する生涯学習
- ・まちづくりの仲間づくり
- ・身近な地区・身近な問題からのまちづくりの実践

## ◆行政によるまちづくりの取組み

暮らしを支えるしっかりとした基盤づくり（舞台づくり）を計画的に進めます。

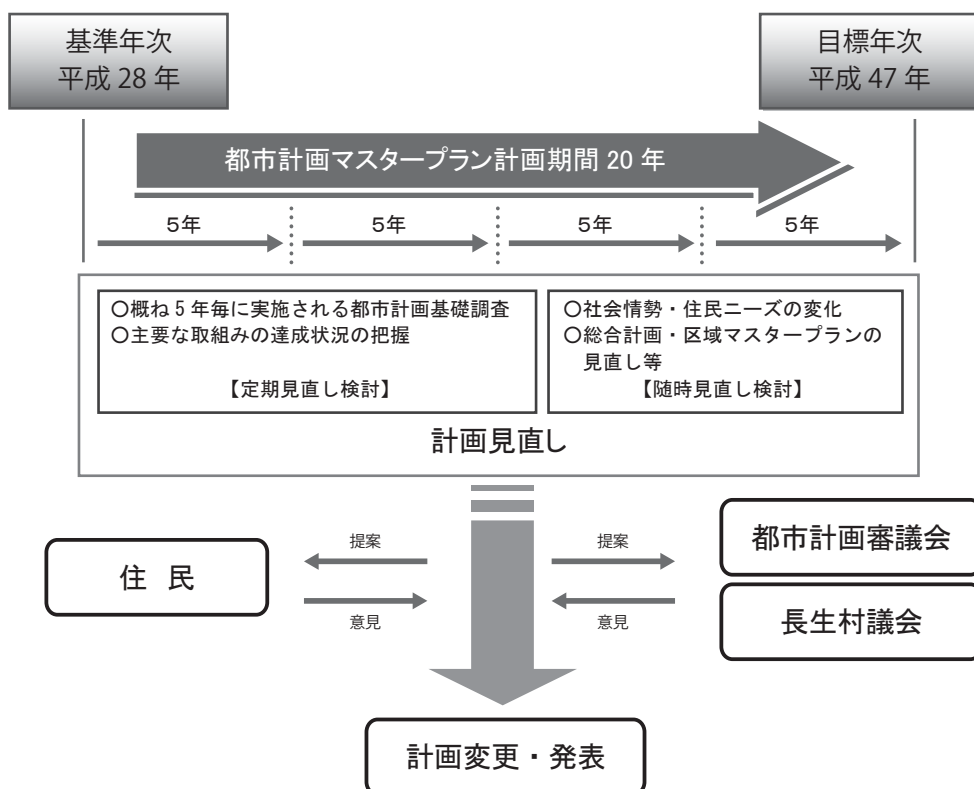
- ・長期的・広域的視点からの計画的な取組み
- ・長生村の顔となる拠点や地域の暮らしを支える拠点の整備
- ・住民の協力を得つつ、知恵と力を出しあったまちづくりへの取組み
- ・子どもたちへのまちづくり教育など人づくりへの取組み

## ◆マスタープランの適切な運用

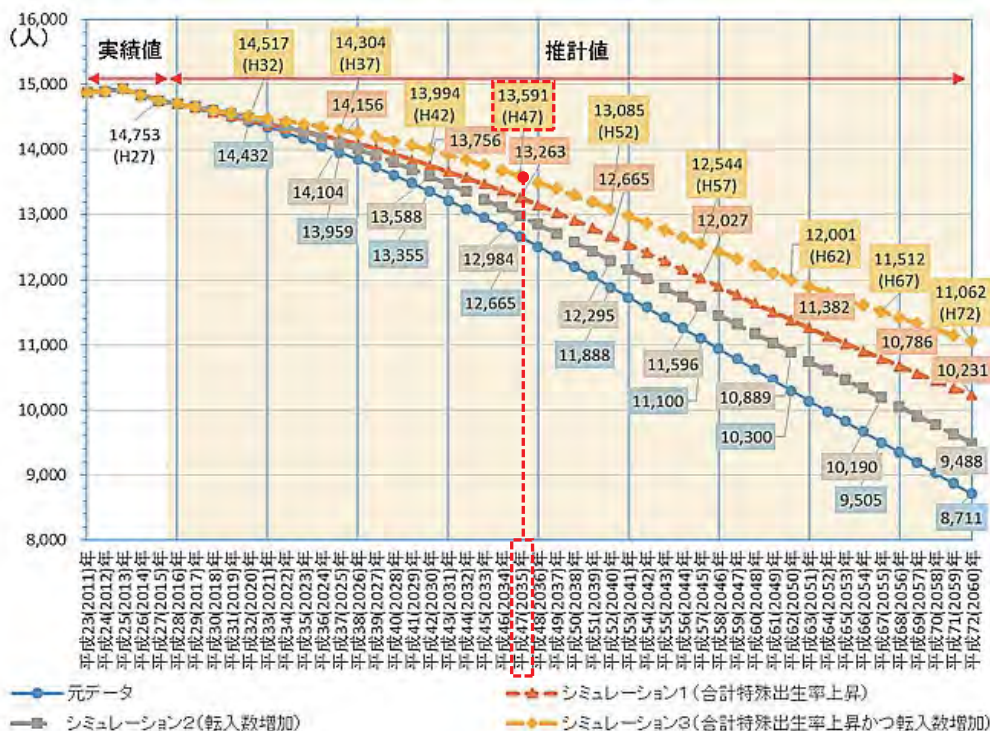
概ね 20 年後の将来像を描き、目標年次が平成 47 年度と長期間に及ぶことから、計画期間内においても、本村を取り巻く社会情勢や住民ニーズなどが変化していくことが想定されます。

この場合は、概ね 5 年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果を基に各方針や実現化方策を見直します。

### ▶都市計画マスタープラン見直しのイメージ



## ◆将来人口フレームシミュレーション結果



### ■シミュレーション1【合計特殊出生率上昇策の実施】

『子育て支援策の実施により、合計特殊出生率が徐々に上昇し、平成33年に1.8となる』  
 合計特殊出生率が、現在の約1.18を基準に、平成29(2017)年から5年間毎年約0.124ずつ上昇し、平成33(2021)年に1.8に到達し、以後も1.8を継続した場合。  
 ※合計特出生率1.8は、政府の地方創生「総合戦略」骨子案において、「まず目指すべき水準」として示された値。

平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年	平成33 (2021)年	平成34 (2022)年 ～平成72 (2060)年
1.18	1.18	1.18	1.30	1.43	1.55	1.68	1.80	1.80

### ■シミュレーション2【転入数増加施策の実施】

『住宅供給施策の実施により、転入が現状に加えてさらに毎年5軒分、15人増加する』  
 平成29(2017)年から平成72(2060)年まで、平成26(2014)年の転入数(471人)に比べて、15人増の転入数(486人)がある状態が継続した場合。  
 増加する世帯は、世帯主40歳、妻35歳、子3歳と想定。

### ■シミュレーション3【合計特殊出生率上昇策の実施】+【転入数増加の実施】

『「合計特殊出生率の上昇策」と「転入数増加施策」をともに実施した場合』

※出典：長生村人口ビジョン（平成28年3月）



長生村イメージキャラクター  
太陽くん

## 長生村都市計画マスタープラン

---

発行日 平成28年3月

発行 長生村

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1-77

TEL : 0475-32-4743

編集 企画財政課

---